

八街市協働のまちづくり推進委員会委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成 29 年規則第 30 号）に定めるもののほか、八街市協働のまちづくり推進委員会委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募の方法

広報やちまた、市ホームページによる一般公募とする。

3 公募委員の数

公募により選任する委員の数は 6 人以内とする。

4 公募委員の任期

令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

5 公募委員の応募資格

- (1) 令和 5 年 9 月 1 日現在で市内に在住、在勤又は通学している者
- (2) 八街市の職員及び議会議員でない者
- (3) 令和 5 年 9 月 1 日現在で八街市の他の審議会等の公募委員を 2 以上委嘱されていない者
- (4) 暴力団員などと密接な関係を有さない者
- (5) 平日夕方以降の会議(年間 5 回程度開催)に参加できる者

6 募集期間

令和 5 年 6 月 15 日から 7 月 14 日 午後 5 時まで

7 応募方法

応募者は、申込書に必要事項を記入のうえ、「八街市における地域コミュニティの課題と協働の必要性」に関するレポート（任意様式、1,200 字以内）を添えて、市民協働推進課へ提出（持参または郵送）するものとする。

8 選考方法

公募委員を選考するため、八街市協働のまちづくり推進委員会公募委員選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、各部の長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、総務部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会は、公募委員の委嘱をもって解散する。
- (6) 選考委員会の事務は、市民協働推進課において処理する。

9 選考基準

公募委員は、別表の選考基準により選定する。

10 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。